

## カワトク社員パルクカード会員規約

## 総則

### 第1条

本カードは、株式会社川徳(以下「川徳」といいます。)が株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」といいます。)と提携して発行するカードです。

### 第2条

本カードのポイント機能は川徳が主体として提供し、川徳の定める「カワトク社員パルクカード ポイント会員規約」が適用され、ポイント機能に付随して別途提供される本カードのプリペイドカード機能はセゾンが主体として提供し、セゾンの定める「カワトク社員パルクカード プリペイドカード特約」及び「セゾンプリペイドカード規約」が適用されます。

## カワトク社員パルクカード ポイント会員規約

### 第1条 会員

会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社川徳(以下「当社」といいます。)に入会の申込をされ、次の要件を満たす方をいいます。

- 川徳企業グループ社員
- 川徳OB会会員
- 上記①～②に該当する会員の家族
- 川徳企業グループに3か月以上勤務し、身元引受書が提出されているパートナー社員

### 第2条 カード発行

- 当社は会員に対し、カワトク社員パルクカード(以下「カード」といいます。)を会員1名につき1枚発行(当社から貸与)し、カード裏面の署名欄に自署し、会員の責任で管理していただきます。
- カードは、自署した会員本人のみがご利用いただけるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。

### 第3条 会員資格の有効期限

- 会員資格の有効期限は当社が定める日までとします。
- 第1条に定める会員の資格を喪失した場合は、会員資格を喪失するものとします。
- 派遣社員で当社勤務を離れた場合は、会員資格を喪失するものとします。

### 第4条 割引及びポイント付与

- 会員は、当社の店舗及び当社の指定する店舗、諸施設(以下「加盟店」といいます。)においてカードを提示のうえ、商品の購入又はサービスの提供を受けた場合、その会員に対して所定の割引若しくはポイントを付与します。なお、割引若しくはポイント付与の対象となる金額は、お支払い金額から諸税その他当社が定める金員を控除した金額とします。
- 割引は食料品を除く普通品にたいして10%割引を原則といたします。
- ポイント付与は、割引対象外商品に対して原則100円(税抜き)に対して1ポイントを付与いたします。ポイントの割合は加盟店により異なる場合があります。又、特定の期間、特定の加盟店、特定の商品、特定の会員向けにポイント付与方法を変更することがあります。
- 次の場合は、原則としてポイント付与対象外となりますので、あらかじめご了承ください。
  - お支払い前にカードの提示がなかった場合。
  - 金銀白金等の地金類、商品券、ギフト券、切手、印紙などの金券類、チケット類、たばこ、ハガキ等を購入する場合。
  - 当社が指定する催事、及び贈答用の箱代、送料、加工・修理代を支払う場合。
  - カワトクポイントによる商品代金・サービスへの充当分。
  - カワトクカード以外のクレジットカードを利用したお支払い、及びその際に併用するプリペイド支払い分。
  - 代金引換により商品を購入する場合。
  - 手付金その他仮受金を支払う場合。
  - その他当社及び加盟店が指定する商品の購入又はサービスの提供を受ける場合。
- ポイントの有効期限は、3月1日～翌年2月末日までの期間に付与された分を翌々年の2月末日までとし、期限を過ぎたポイントは消滅いたします。(例：2017年3月1日～2018年2月末日までに付与されたポイントは、2019

暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいみます。以下同じ。)

- 暴力団の関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいいます。)の従業員
- 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等、企業等を対象に不正な利益を求めて暴力の不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。)
- 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者をいいます。)
- 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいいます。)
- 前各号の共生者
- その他前各号に準ずる者

- 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- 当社は、利用者が前二項に定める事項に違反すると具体的に疑われる場合、利用者に対して当該事項に関する調査を行い、又は必要に応じて資料の提出を求めることができ、利用者は、これに応じるものとします。
- 当社は、利用者が第1項又は第2項の規定に違反している疑いがあると認められた場合、申込者によるカードの発行申込みを拒否し、又は、利用者の本規約に基づくカード利用を一時的に制限することができるものとします。
- 当社は、利用者が第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、カードの利用を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、ただちにカードの利用資格喪失の措置を講じることができるものとします。この場合、利用者は当該措置以降一切のカード利用及び払戻しができなくなります。
- 前項及び当該当社に損失、損害又は費用(以下「損失等」といいます。)が生じた場合、利用者は、これを賠償する責任を負うものとします。又、前項の規定を適用したことにより利用者に損害等が生じた場合にも、利用者は、当該損害等について当社に請求しないものとします。

### 第24条 (権利義務の譲渡)

当社は、本規約に基づく当社の権利及び義務の一部又は全部を第三者に対し、譲渡することができるものとします。この場合、当社は、当該第三者に対し、本規約に定められた利用者に対する義務を継続して負担させるものとします。

### 第25条 (届出事項の変更)

- 利用者が当社に届け出た事項に変更があった場合、利用者は、すみやかに当社に対し変更の旨を申し出、当社所定の手続を行うものとします。利用者がこの手続を行わなかったために、送付物(電子メールを含みます。以下同じ。)が利用者に到着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。
- 利用者が届け出た宛先に当社が送付物を送付したにもかかわらず、天変地変、郵便事業者若しくは電気通信事業者の提供する役務の不具合、その他不可抗力等により、送付物が利用者に到着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。

### 第26条 (本規約の変更等)

当社は、利用者から届け出られた連絡先への通知(書面又は電磁的方法によるもの)とします。)、当社ホームページ上の告知又は当社所定の方法による告知を行うことにより、本規約の一部若しくは全部を変更又は廃止することができるものとし、当該告知後に利用者がカードを利用した場合は、内容をご承認いただいたものとみなします。

### 第27条 (準拠法)

本規約の準拠法は日本法とします。

### 第28条 (合意管轄裁判所)

本規約に基づく取引に関して、利用者とは当社との間に訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、利用者の住所地及び当社の本店、支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

- 暗証番号に関する届出又は問合せについては、当該カードの利用者本人から申し出するものとします。
- 利用者が暗証番号を第三者に知らせ又は知られたことから生じた損害は、利用者の負担とします。但し、利用者の故意又は過失によるものではないことを当社が確認できた場合にはこの限りではありません。
- 不正な暗証番号が複数回入力された場合、当社は、一時的にカード利用を制限する場合があります。この場合、利用者は、カードの利用を回復するために、当社所定の連絡先に申し出のうえ当社所定の手続きを行う必要があります。

### 第19条 (盗難・紛失・不正利用時の対応)

- 利用者は、紛失又は盗難によりカードが手元にないことに気づいた場合、不正使用の可能性がある場合又は暗証番号その他のカードに関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合には、ただちに当社まで連絡するものとします。この連絡がただちにされなかったことで利用者が生じた損害については利用者自身の負担とします。なお、利用者から連絡がされた場合でも、紛失又は盗難による場合は次項の規定を適用します。
- カードの紛失又は盗難により第三者にカードを利用された場合、当該利用金額は、利用者の負担とします。但し、利用者に故意又は重大な過失がなくカードの偽造により第三者にカード利用をされた場合はこの限りではありません。
- 当社がカードの盗難、紛失若しくは第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合、当社は、利用者への事前の通知又は催告なしに、当該カードについて利用停止措置を講じることができるものとします。
- 当社は、利用者に対し、利用者の個人情報及び本人確認資料の提出、及びカードの紛失、盗難又は不正使用に関する状況について書面で詳細を確認するよう請求することがあります。この場合、利用者は、当該請求に協力するものとします。
- 利用者が、盗難その他の事由によりカードを紛失した場合、当社は、カードの再発行を行いません。利用者は、この場合にカードの再発行を希望する時は、新たにカード発行のお申込み手続きを行うものとします。
- 利用者は、盗難その他の事由により紛失したカードから、新たに発行されたカードへ残高移行をすることはできません。
- 利用者の責によらず、カードの偽造等による不正利用が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、利用者が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めた時は、当社は、利用者に対して新カードを発行し、旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの未使用残高は消滅し、利用者は旧カードのカード利用はできません。

### 第20条 (汚損等による再発行)

カードの汚損、破損、磁気不良その他の事由によりカードの利用に支障を生じる場合であって、利用者が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めた時は、当社は、利用者に対して新カードを発行し、旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、利用者は旧カードのカード利用はできません。なお、同一利用者からの複数回の申し出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は、残高移行を認めない場合があります。

### 第21条 (カードの利用制限等)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対して事前に通知することなくカードの利用を一時的に制限する場合があります。

- カード利用にかかる機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由によりカードの利用を一時的に中断することが必要な場合
- カードのサービスの変更又は機能拡張を行う場合
- その他、当社がカードの利用を停止又は中断する必要があると認める場合

### 第22条 (免責)

- 法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、カードに関連して利用者が負った損害について、当該損害が当社の故意又は重過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 利用店でのカード利用の際に用いる各種端末の異常による決済不備に起因する問題について、当該問題の発生が当社の故意又は重過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。
- カードの利用により購入した商品等に生じた問題について、利用者は、利用店との間で問題の解決をはかるものとし、当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第23条 (反社会的勢力の排除)

- 利用者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを当社に対し確約するものとします。
  - 暴力団の構成員(以下「暴力団員」といいます。))及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - 暴力団の準構成員(暴力団員以外で暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は

す。

### 第11条 (払戻し)

利用者は、当社によるカードの廃止の場合、法令に基づき払戻手続が行われる場合その他当社が特別に認める場合を除いて払戻しを受けることはできません。

### 第12条 (有効期間及び残高移行)

- カードの有効期間は、カード券面に印字された期日までとします。有効期間を経過した場合、利用者は、カード利用ができません。
- 利用者は、カードの有効期間満了に際して当社所定の手続きを行い、当社が新たに有効期間を設定した同一利用者名義のカード(以下「新カード」といいます。)を発行した場合であって、当社が認めた時に限り、有効期間満了のカード(以下「旧カード」といいます。)から新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、旧カードのカード利用はできなくなります。
- 利用者は、カードに設定されたチャージ可能な限度額を超えて、旧カードから新カードに残高移行をすることはできません。

### 第13条 (利用資格喪失)

利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、カードの利用資格を自動的に喪失するものとし、利用資格喪失後は一切のカード利用及び払戻しができません。

- 利用者が当社所定の方法により、カード解約の届出を行い、当社が受理した場合
- 利用者が死亡した場合又は当社が利用者の死亡の連絡を受けた場合(当社が左記に準じると判断した場合を含む。)

### 第14条 (禁止行為)

利用者は、カードの申込み又はカード利用にあたり、次の行為をしないものとします。

- 当社に虚偽の情報を申告すること
- カードの複製、偽造、変造、印刷若しくは改ざん(第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含みます。以下総称して「不正改ざん等」といいます。)を行うこと、又はカードが不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、若しくはその疑いがあるにもかかわらず、カードを利用すること
- カードに記載されている情報を第三者に開示若しくは公開、又はインターネット上にアップロードしていること
- 他の利用者になりすますこと
- 換金を目的としてカード利用をすること
- 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること

### 第15条 (利用停止措置)

- 当社は、次の各号に該当した場合、利用者への事前の通知又は催告なしに、カードの利用停止措置を講じることができるものとします。当社が利用停止措置を講じた場合、利用者は、当該措置以降一切のカード利用又は払戻しができない場合があります。
  - 利用者が本規約に違反した場合
  - 利用者が過去にカードの利用停止措置を受けていること、又はカードの利用に関して不正行為を行っていたことが判明した場合
  - 利用者の利用状況等に照らして、利用者が判明して不適当であると当社が判断した場合
  - 利用者が当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、若しくは当社の業務を妨害する等の行為をした場合
  - その他前各号に準じる場合
- 当社は、利用者が前項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該利用者からカードを回収することができるものとします。

### 第16条 (カードの貸与・譲渡)

- カードの所有権は当社にあり、カードは当社から利用者に対して貸与するものです。
- 利用者は、第三者に対して、カードを貸与して利用させること、又はカードを譲渡し若しくは質入れその他の担保権を設定することはできません。
- 利用者が前項に反して第三者がカード利用をしたことにより生じた結果について、当社は一切の責任を負いません。

### 第17条 (安全管理)

利用者は、カードを善良な管理者の注意をもって保管し、かつ利用者の暗証番号その他のカードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。

### 第18条 (暗証番号)

- 利用者は、カードの申込み時に利用者自身又は当社が指定する暗証番号について、暗証番号を記入したメモ等をカードと一緒に保存する等、暗証番号を第三者が容易に知り得る状態にしてはならないものとします。
- 利用者は、暗証番号を生年月日、電話番号その他の申込者本人に関係した番号であって推測が容易な番号に設定しないものとします。



年2月末日まで有効です。付与のタイミングにより有効期間は12ヶ月〜24ヶ月と変動します。）

**第5条 ポイントの利用方法**

- 「カワトクポイント残高の全部又は一部」は、1ポイントを1円換算とし当社及び加盟店において、商品の購入又はサービスの提供を受ける商品代金に充当してお支払いできます。なお、お釣銭をお渡しすることはできません。
- 以下の場合には「カワトクポイント」をご利用することはできません。
  - 商品券、ギフト券、切手、印紙などの金券類、チケット類、ハガキを購入する場合。
  - その他当社及び加盟店が指定する商品の購入又はサービスの提供を受ける場合。
  - 「カワトクポイント残高」は、現金と引換えできません。
  - 会員がカードを紛失又は盗難にあい、当社に通知する以前にポイント残高を第三者に使用された場合、当社は一切の責任を負いません。

**第6条 お買上げ商品返品等の処理**

- お買上げ商品を返品等する場合は、お買上げ店舗でカード及び当該商品等に係るレシートを提示いただけます。この際に、既に付与したポイントから返品相当額のポイントを差し引きます。
- 既に、ポイント充当によるお支払いを行いポイント残高が不足している場合、ポイント調整又は返金処理等をさせていただく場合がございます。

**第7条 カード再発行**

- カードの再発行は当社が相当と認めた場合に行います。なお、会員は所定の再発行手数料をご負担いただきます。
- カードの紛失、盗難が生じた場合は、直ちに当社宛連絡ください。

**第8条 届出事項の変更**

会員がお名前、ご住所、電話番号等を変更した場合には、速やかに当社へお届けください。

**第9条 退会ならびに会員資格の喪失**

- 会員は、当社の所定の届出をし、退会できるものとします。
- 「カワトクポイント」については、退会前にご利用ください。退会後はいかなる事由でもポイントの復活はいたしません。
- 会員が次の各号の一にでも該当した時は、会員資格を喪失するものとします。

- この規約に違反した時
- 会員が当社及び加盟店での特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があった時
- 前1)3)の場合にはカードを当社にお返しいただきます。この場合ポイントも同時に消滅するものとします。

**第10条 規約の変更**

本規約を予告なく変更、改定又は廃止する場合がございます。この場合、当社の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、会員にその旨を通知いたします。その後カードを利用した場合は、変更事項を承認されたものとします。

**第11条 反社会勢力の排除**

- 会員は、会員が現在次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないものと確約します。

ア：暴力団及び暴力団員又は暴力団準構成員。若しくは、これらの団員・構成員でなくなった時から5年を経過しない者。イ：暴力団関連企業又は特殊知能暴力団員等。ウ：総会屋・会社ゴロ及び社会運動標榜ゴロ等。エ：その他、上記ア〜ウに準ずるもの。
- 会員は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。

ア：暴力的な要求行為。イ：法的な責任を超えた要求行為。ウ：当該システムに関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。エ：風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。オ：その他上記ア〜エに準ずる行為。

- 商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の案内
- マーケティング活動、商品開発
- 当社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内